介護保険負担限度額認定のご案内

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）やショートステイを利用されている方で、所得の低い方に対しては**居住費と食費**の自己負担について上限額（負担限度額）が設けられており、申請により認定を受ければ居住費と食費の費用負担が軽減されます。

利用者負担段階	判定基準	
	所得の状況	預貯金等の資産要件
第１段階	生活保護受給／本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
第２段階	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第３段階①	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円超、120 万円以下	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下
第３段階②	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円超	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下
第４段階（非該当）：上記第１段階～第３段階①、②の判定基準に該当しなかった方		

※「所得の状況」に該当する方であっても、「預貯金等の資産要件」の金額を超過する場合は、第４段階と判定されます。
※第２号被保険者（40～64 歳）の預貯金等の資産要件は、段階にかかわらず単身 1,000 万円（夫婦 2,000 万円）以下となります。
※別世帯の配偶者についても、所得・課税状況・預貯金等の資産要件の確認を行います。

負担限度額（1日あたり）	居住費						食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		施設サービス	短期入所サービス
			特養等※1	老健等※2	特養等※1	老健等※2		
第１段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円	300 円	300 円
第２段階	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円	390 円	600 円
第３段階①	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	650 円	1,000 円
第３段階②	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	1,360 円	1,300 円
第４段階基準費用額	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	915 円	437 円	1,445 円	1,445 円

・※1 は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。※2 は老人保健施設、介護医療院の場合。
・第４段階の居住費と食費は、利用者と施設の契約によるため、標準的な負担額を示しています。

●**減額対象とならない施設**（以下の施設は対象外です。）

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護（介護サービス付き高齢者向け住宅など）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など

【裏面もご確認ください】

「預貯金等に関する申告」に係る添付書類について

◎「預貯金等に関する申告」が必要な方

介護保険負担限度額認定の申請をする被保険者本人とその配偶者（夫または妻）

※配偶者と別世帯の場合も、配偶者に関する事項の申請書記入と預貯金等に関する申告が必要です。

※例外的に配偶者の課税状況や預貯金等を勘案しない場合があります。ご相談ください。

①ＤＶ防止法に定める暴力があった場合、②行方不明の場合、③その他①②に準ずる場合

◎「預貯金等に関する申告」の内容と提出が必要な添付書類

【「預貯金等に関する申告」の対象】

資産性があり、換金性の高いものが「預貯金等に関する申告」の対象となります。

例：預貯金、有価証券・投資信託・農協や信用金庫の出資金、金・銀等貴金属、現金など

（ローン等負債がある場合は、プラスの資産の金額から差引きます。）

※生命保険・その他動産などは「預貯金等に関する申告」の対象外です。

【「預貯金等に関する申告」の内容と添付書類】

〇預貯金額：本人と配偶者名義の預貯金（普通預金・定期預金等）や定期積金の残高の合計金額

添付書類：本人と配偶者名義の全ての預貯金通帳と定期積金の証書、またはその写し

※添付書類として次の内容を確認します。

- 銀行名・支店名・口座番号・口座名義人（表紙をめくった見開きページ）
- 申請日より直近２か月間の出入金履歴と申請日時点の口座残高
- 定期預金の残高・定期積金の残高

※必ず申請前に記帳をしてください。

※インターネットバンキング等通帳がない口座は、ウェブサイトの写し等これらの情報が確認できるものを印刷して提出してください。

〇有価証券（評価概算額）：本人・配偶者名義の有価証券・投資信託の最新の評価額や出資金の金額

添付書類：証券会社名・銀行名・口座番号・名義・最新の残高が確認できる書類（申請日から直近２カ月分が記帳されたもの）の写し（ウェブサイトの写しも可）

農協や信用金庫の出資金については、出資配当金に係る通知、またはその写し

〇その他：金銀等換価が容易な貴金属類の時価評価額、タンス預金等の現金の合計額、負債額

〈金・銀等貴金属について〉

- 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属が対象です。
- 購入先会社名・銀行名・口座番号・名義・最新の残高が確認できる書類（申請日から２カ月以内に記帳したもの）の写し（ウェブサイトの写しも可）を添付書類として提出してください。

〈負債(借入金・住宅ローンなど)について〉

- 借用証書等負債の名義と残高がわかる書類の写しを添付書類として提出してください。
- 負債の申告をした場合、預貯金額等のプラスの資産から負債の金額を差し引いて負担限度額認定の審査を行います。

☆負担限度額認定申請について、虚偽の申告を行った場合は、**給付額の返還に加えて最大で給付額の２倍**の加算金を支払うことになります。